

処 分 移 送 通 知 書

年 月 日

公安委員会 殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第103条第3項
道路交通法第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項の規定により、下記の
道路交通法第104条の2の3第8項において準用する第103条第3項

者について処分移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。